平成26年労第350号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月A会社(以下「会社」という。)に雇用され、〇部での製造業務を経て、警備の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社において警備の業務に従事していたところ、同日午前〇時〇分頃地震が発生したため、開発部門の工場の状況を確認し、報告を行おうとした際、同僚と口論になり、上司にヘッドロックをかけられ負傷した(以下「本件出来事」という。)という。

請求人は、同月〇日、B整形外科クリニックに受診し「急性腰痛症、頚椎捻挫」 (以下「本件傷病」という。)と診断された。

請求人は、本件傷病は本件出来事が原因であるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件出来事と業務との間に相当因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 請求人は、本件出来事により本件傷病を受傷したことは業務災害であると主張する。

本件傷病が労災補償の対象となるためには、本件出来事が業務遂行中の出来事であって、かつ、本件傷病との間に業務起因性が認められなければならない。

(2) 本件出来事に至る経過については、請求人とCリーダーの申述は相反しており、本件出来事に至る状況について現認者はいない。

したがって、本件出来事に至る事実関係を確定するのは困難であるものの、 客観的な立場にある同僚のDの「『やめろ』と言ったが2人とも興奮している 状態で、離そうとしたが離れず、指を離そうとしたが無理で2・3分だと思う が間をおいて離れるよう言ったら離れました。」との申述を踏まえれば、両者 は言い争いの後、つかみ合いに至ったものと推認し得る。

この点、決定書理由第2の2の(2)のエに説示されているように、請求人 あるいはCリーダーのいずれの申述に沿ってみても、両者は互いに挑発し合っ た上で、つかみ合いに至ったものと認められる。すると、本件出来事は、請求 人自身も加害者となった、いわば「けんか」とみるべき事態であり、災害の発 生原因はすでに私怨に発展していると言わざるを得ないものである。

したがって、業務と本件出来事に伴う負傷との間における相当因果関係は失われていると判断することが相当である。

(3) 請求人は他にも縷々主張するところ、当審査会として一件資料を精査したが、 上記判断を左右するものは認められない。

- (4) 上記のとおり、本件出来事と業務との間に相当因果関係は認められず、本件 出来事は業務に起因して発生したものとは認められないことから、本件出来事 に伴い発症したとする本件傷病も業務に起因したものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。